

損害賠償及び和解に関する件

令和5年（2023年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市東区在住者

2 事故の概要

(1) 令和5年2月16日、札幌市東区北43条東12丁目において、交差点に進入した環境局のごみパトロール業務用の自動車が、当該自動車の前方を右方向から通過しようとした相手方の自動車に衝突した。

(2) これにより、相手方の自動車が破損するとともに、相手方は、右足関節打撲傷、胸部打撲傷、^{けい}頸椎捻挫、腰部打撲傷、頭部打撲等の傷害を負い、約6か月間通院した。

3 損害賠償の額（内訳）

1,429,872円（物損分644,326円、人損分785,546円）

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。